

本所高等学校学則

- 第1条 修業年限は3ヶ年とする。
- 第2条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年を分けて下記のとおりとする。
- 第1学期 4月1日に始まり8月31日に終わる。
- 第2学期 9月1日に始まり12月31日に終わる。
- 第3学期 1月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第3条 休業日は次の通りとする。
- 1 法律をもって制定された国民の祝日。
 - 2 土曜日。
 - 3 日曜日。
 - 4 創立記念日(10月28日)。
 - 5 夏季休業日。
 - 6 冬季休業日。
 - 7 春季休業日。
 - 8 都民の日条例の規定する日。
- 第4条 全日制普通科とする。
- 第5条 教育課程・毎週授業時数は別表の通りとする。
- 第6条 授業は5日制とする。(但し、平成24年度以降の入学生は、原則として隔週の土曜日に授業を行う。)
- 第7条 男女共学とする。
- 第8条 生徒定数は760人とする。
- 第9条 第1学年に入学することのできる者は中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者および下記各号の一つに該当する者。
- 1 外国において学校教育における9年の課程を修了した者。

- 2 文部科学大臣が指定した者。
 - 3 その他高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
 - 第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、それぞれの学年の課程を修了したものと同等以上の学力があると認められた者。入学者の学力はその学年の程度でこれを検定する。
- 第10条 第1学年入学許可者の決定は東京都教育委員会の定めるところに従って行う。
- 第11条 入学志願者の保護者または之に代わる者は所定の入学願書に所定の入学審査料を添えて校長に提出しなければならない。
- 納入した入学審査料は如何なる理由があっても返還しない。
- 前2項は転入学の場合にも適用される。
- 第12条 入学を許可されたときは、保護者・保証人連署の上、所定の誓約書を校長に提出しなければならない。
- 保証人は保護者に代わって一切の責任を負うものでなければならない。
- 第13条 他の高等学校へ転学を志望する者は、その事由を記して校長に願い出なければならない。
- 第14条 退学しようとする者は、その事由を具申して保護者連署の上、校長に願い出なければならない。
- 第15条 病気などのため休学しようとするときは、医師の診断書を添えて願い出なければならない。休学の期間は通算して2ヶ年を越えることができない。
- 第16条 各教育課程の単位の認定は成績、調査および出席日数等によって決める。

第17条 所定の課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。

第18条 学校は教育上適当と認められる者を表彰することがある。

第19条 授業料及び学校徴収金は学校の定めるところに従い保護者がこれを納入しなければならない。

生徒心得

(2008・4・1・改正)

学校の内外を問わず、先生や学友に対して、親しさの中に互いの人格を敬う態度を心がけること。日常のあいさつは欠かさないこと。学校への来訪者に対しては特に礼儀に留意すること。

1 服装

(1) 本校指定の制服を着用のこと。

a. 男子

ブレザー (紺に3つボタン)・ズボン (グレーに青のオリジナル柄)

ベスト (紺に本所高のマークのあるもの。ただし、購入、着用は希望者のみとする。)

ネクタイ (紋入り細ジーンメストライプ, Hマーク入り)

ワイシャツ (白の無地で織り柄のないもの。襟型等は標準とする。)

b. 女子

ブレザー (紺に3つボタン)・スカート (紺に紫のオリジナル柄) スカートの丈は「膝の皿上部にかかる」程度を基準とする。

ベスト (紺に本所高のマークのあるもの。ただし、購入、着用は希望者のみとする。)

リボン (紋入り細ジーンメストライプ, Hマーク入り)

ワイシャツ (白の無地で織り柄のないもの。襟型等は標準とする。)

c. 男女とも、左襟に校章をつけること。

(2) 夏季(6月1日～9月30日)の期間は、次の服装とする。

a. 男子

ワイシャツ(白の無地で織り柄のないもの。開襟シャツを認める。左の胸のポケットに校章をアイロンプリントしたものを着用する。) ベスト(紺に本所高のマークのあるもの。ただし、購入、着用は希望者のみとする。)

b. 女子

ワイシャツ(白の無地で織り柄のないもの。開襟シャツを認める。左の胸の位置に校章をアイロンプリントしたものを着用する。) ベスト(紺に本所高のマークのあるもの。ただし、購入、着用は希望者のみとする。)

(3) 靴下は、男女とも白・紺とする。(ただし、女子は地味な(黒または肌色)ストッキングの着用を認める。ルーズソックスの着用は許可しない。)

(4) 上記制服は、冬季用、夏季用を問わず本校指定の業者で購入すること。(ただし、ワイシャツ・靴下についてはこの限りではない。)

(5) 冬季(10月1日～5月31日)の期間は、本所高指定のセーター(紺に本所高のマークのあるもの)の着用を認める。ただし、登下校は、必ずブレザーを着用すること。男女とも黒・紺・グレーなどの地味なコートの着用を認める。

2 頭髪 常に清潔で品位のある頭髪であること。

(方針)

① 頭髪に染色・脱色・パーマ等、手を加えてはいけない。

② 年間を通して、違反者に元の髪色に戻す指導を行う。スプレーは認めない。

③ 年間6回の強化日を設定し、生徒部と学年で連携し指導する。

(次の場合も是正の対象となる)

① ドライヤーやヘアアイロン等、外部の熱で変色した場合。

② 一度手を加え、それ以降手を加えていなくても、黒染めが落ちてきた場合。

③ プールの塩素等による、目立った脱色の場合。

3 アクセサリー アクセサリーの類は使用を禁止する。(指輪・ピアス類・ネックレス・マニキュア・口紅・色つきリップ・化粧など)

4 登校

(1) 8時30分までに登校すること。持ち物はカバンまたはスポーツバッグに入れて登校すること。

(2) 自転車通学を認められた者は登録シールを貼り、指定された場所に駐輪すること。なお自転車通学をする者は8時20分までに登校すること。

5 外出 登校後は無断外出しないこと。止むを得ない場合は、生徒手帳に理由を記入し、担任の許可を受けること。また、帰校したたすぐに担任に報告すること。

6 下校 下校時刻は午後5時までとする。特別の理由があれば、午後5時以降の校内残留を認める。

7 残留・朝練 特別教育活動(部活動・HR・生徒会など)、学習活動その他の理由で、特に午後5時以降の残留を必要とする場合は、顧問の許可を受け活動すること。また、部活動については職員室前の

黒板に部活動名の磁石を貼ること。なお、残留・朝練に際しては、担当教師（H R 担任・部活動顧問など）の付き添いを必要とする。

8 休日登校 休業日および学校の休業日は、特別の理由がなければ、学校への出入りは認められない。特別教育活動・学習活動その他の理由で、特に登校を必要とする場合は、担当教師（H R 担任・部活動顧問など）の許可を受け、所定の用紙により1週間前までに副校長に提出する。また登下校の際は、必ず顧問に連絡すること。なお休日登校に際しては、原則として担当教師（H R 担任・部活動顧問など）の付き添いを必要とする。

9 欠席・遅刻・早退などの諸届 欠席・遅刻・早退・欠課・見学は、そのつど生徒手帳に記入し、保護者捺印の上、担任に届け出ること。

10 特欠 就職・進学・特別教育活動（公式試合・発表会などへの参加）等の理由で、欠席あるいは欠課しなければならぬ場合は、事前に所定の用紙により担当教師（H R 担任・部活動顧問など）の許可を得て、教科担任に届け出ること。

11 長期欠席・忌引 1週間以上引き続き欠席する場合は、生徒手帳による届け出とは別に、保護者連署捺印の欠席届を提出すること。なお、忌引日数は父母7日、兄弟4日、祖父母3日、その他の親族1日とする。

12 盗難防止 校舎内での盗難を防ぐため、貴重品は、必ず身につけておくこと。体育や教室をはなれての授業、部活動等をする場合は、教室・更衣室に貴重品を置き放しにしないこと。

13 校舎・校具の破損 校舎・校具は大切に扱うこと。万一誤って破損・亡失した場合は、すぐ担当教師（H R 担任・部活動顧問など）に届け出ること。場合によっては、その一部または全部を、現品または金銭で弁償しなければならないこともある。

14 金品募集・物品売買 学校内外で金品を募集したり、物品を売買したりする場合は、事前に生徒部長に届け出て、その許可を受けること。

15 集会 学校内外で生徒が集会を催す場合は、事前に担当教師（H R 担任・部活動顧問・使用施設の管理責任者など）に届け出て、その許可を受けること。（通常の部活動は除く）

16 対外行事への参加 部活動・H R・生徒会等が、試合・発表会等の対外行事へ参加するときは、事前に所定の用紙により生徒部長に届け出て、その許可を受けること。

17 掲示等 校内に掲示・貼紙・陳列・配布等をする場合は、事前に生徒部に届け出て、その許可を受けること。なお、貼り紙等は糊・ガムテープを絶対に使用しないこと。

18 アルバイト アルバイトは禁止する。ただし、やむを得ない事情により行いたい場合には、保護者、担任と事前に相談すること。

19 宿泊旅行 宿泊を伴う旅行をする者は、所定の用紙を用い事前に保護者連署捺印の上担任に届け出ること。

20 娯楽場等への立入 登下校の途中で、娯楽場等に立ち寄らないこと。

21 不正行為等 不正行為・暴力行為・飲酒・喫煙等

は絶対にしてはならない。

22 オートバイ等 オートバイ、バイク、乗用車等での通学は禁止する。

あらゆる諸行動において、高校生としての品位と節度を保つこと。